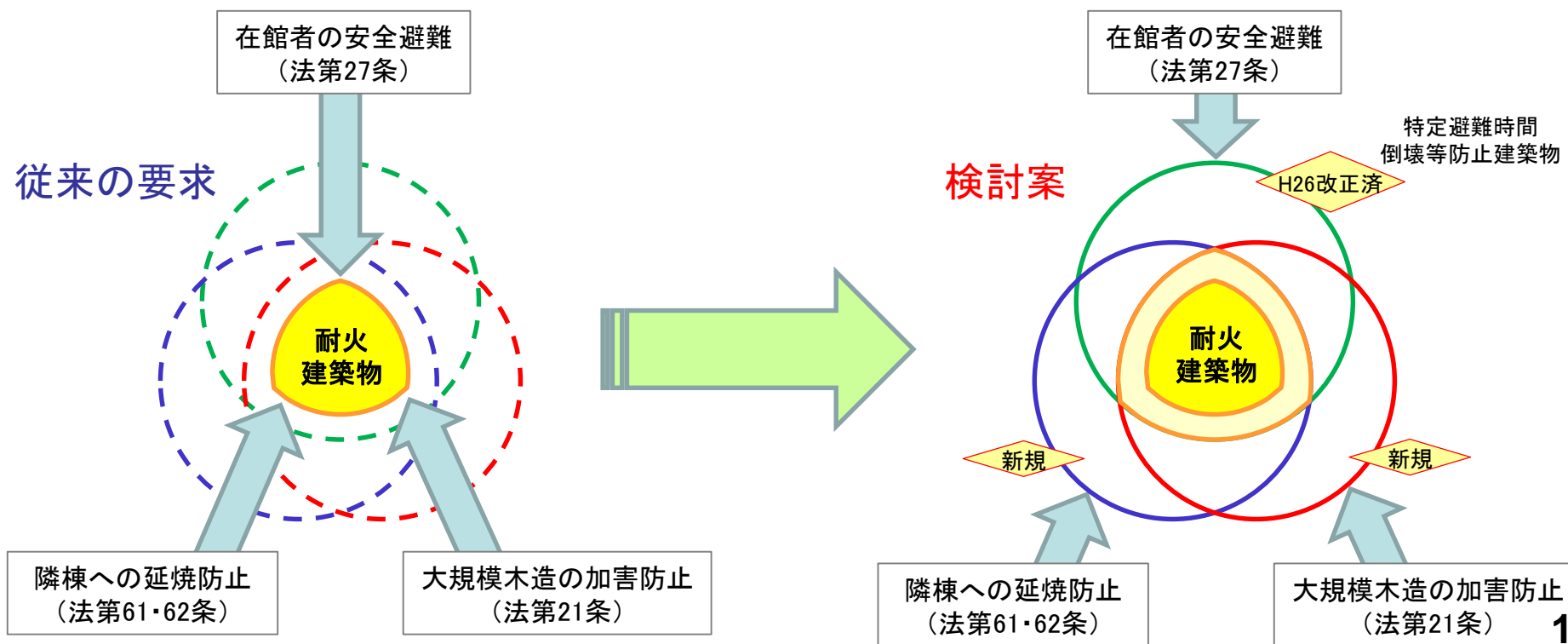


防火・避難規定の合理化について

主要構造部に対する要求性能の整理

- 主要構造部に対しては、規模(法第21条)・用途(法第27条)・立地(法第61条・第62条)の観点から、それぞれ一定の性能を要求する必要があるが、火災に対して極めて高い抵抗性能を有する「耐火建築物」であることは、これらの各性能を満たすための十分条件である。
- しかしながら、「耐火建築物であること」は各性能を満たすための必要条件ではない。
- H26改正によって、法第27条については、所要の性能を満たすための必要十分条件として「特定避難時間倒壊等防止建築物であること」を要求することとしたが、これに倣い、法第21条・法第61条・第62条についても、必要十分条件を与えることで、性能設計を可能とすることとしてはどうか。



戸建住宅等の小規模建築物を対象とした防火規制の合理化

現行制度の課題

- 3階建以上の旅館や物販店舗等には、火災時の在館者の避難安全性を確保するため、「耐火構造」が義務づけられている。
- 木造で「耐火構造」を実現する場合は相当の厚さの防火被覆が必要となるため、3階建の戸建住宅を転用しようとする場合、**実質的には建替えに近い負担**が生じる。



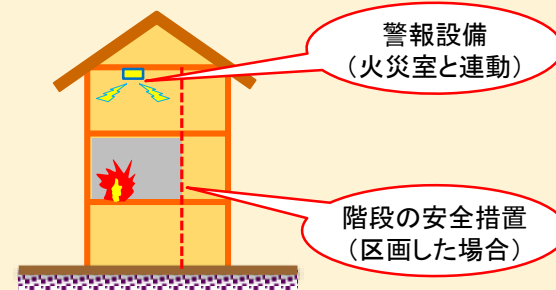
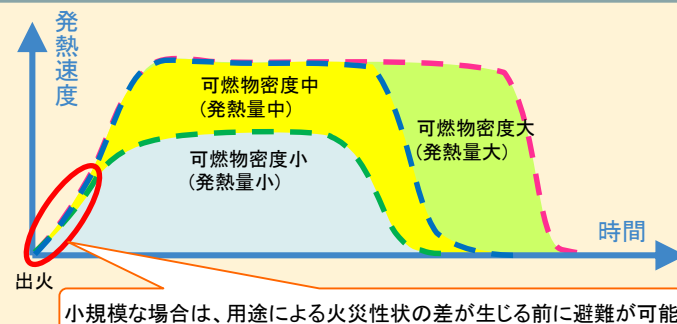
見直し内容(案)

- 小規模な建築物の場合、火災初期の性状は用途による差が小さい。
- 従って、3階建についても、就寝用途について一定の措置を講じれば、小規模なものは迅速に避難が完了することから、耐火構造等としなくても**良いこととする**。

就寝用途を3階に設ける場合の措置

- (1) 避難覚知が遅れる可能性があることから、**警報設備**を各居室等に設置。
- (2) **自力避難困難者がもっぱら利用する用途**(グループホーム等)の場合、さらに、**階段の安全確保措置**(階段等の移動空間と居室との区画又は各居室等へのスプリンクラーの設置など)を確保。

※ 警報設備や階段等について、確実な作動等を確保するため、適正な維持管理が必要。



見込まれる効果

- 小規模な戸建住宅(3階建・200㎡未満)を旅館・物販店舗等に転用する場合、柱・はりなどの防火改修が不要となる。

木造建築物を対象とした防火規制の合理化

現行制度の課題

- 高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物は、火災時の倒壊による周囲への加害を防止する観点から、「耐火構造」が義務づけられている。
- 木造で「耐火構造」を実現する場合は相当の厚さの防火被覆が必要となり、設計上の大きな制約が生じる。
- 準耐火構造は、45分・60分の性能に限られている。



木造の耐火構造の例



耐火構造として防火被覆を設けたことにより、化粧材に木材を張るなどの措置が必要となった例

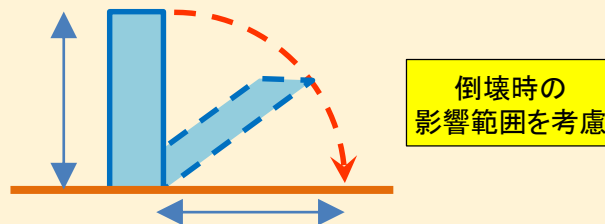
見直し内容(案)

① 規制の対象

(1) 高さ16m以下は対象外とする(ただし、可燃物量が増加しないよう、地上3階以下のものに限る。)

※ 収納可燃物が多い倉庫・車庫は引き続き13m以下。

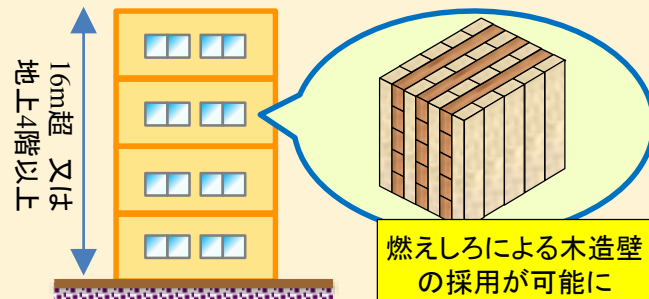
(2) 周囲に十分な空地が確保され、隣地に加害を及ぼさない場合は、規制対象外とする。



倒壊時の影響範囲を考慮

② 規制を受ける場合(16m超又は地上4階以上)の基準

- ・ 従来の45分・60分よりも高い性能を有する準耐火構造を設定する。
- ・ 消火の措置(火災を局限化する防火区画の設置、拠点となる付室の設置などの効果によって評価)を見込んだ通常の火災が終了するまでの間、火熱によって主要構造部が機能を喪失しないことを検証する。
- ・ これにより、建築物に必要な倒壊防止性能を確保する。



燃えしろによる木造壁の採用が可能に

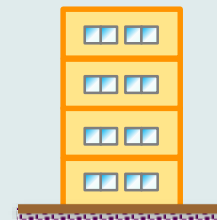
見込まれる効果

- 16m以下・地上3階以下の木造建築物の建築が容易に。 ※防火地域・準防火地域内では、別途、市街地火災の防止に係る規制が適用される。 ※3階建の特殊建築物は、別途、在館者の避難安全確保に係る規制が適用される。
- 16m超の木造中層建築物についても、高い性能を有する準耐火構造で建築することが可能。

周囲への加害を防止する規制の見直し効果(事務所の場合)

- 建築物全体で周囲への加害を防止する性能を検証する設計法を導入。 **法第21条の適用対象(周囲への加害防止)**
- 区画、階段付室、連結送水管などを設置することで火災範囲を制限するとともに、消火措置を円滑化することにより、火災が終了するまでの間、主要構造部が機能を喪失しない準耐火構造として整備することを可能とする。

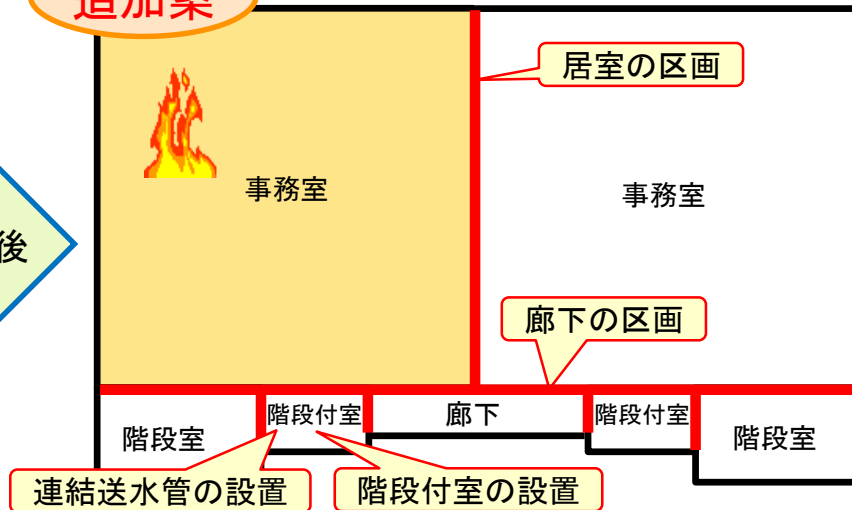
階数	高さ
地上4階	18m > 16m (各階4.5m)



現行



追加案



見直し後

	現行			追加案<建築物全体で性能を検証>	
	建築上の措置	期待される効果		建築上の措置	期待される効果
主要構造部の性能	外壁の性能確保	・耐火構造	➡	外壁の性能確保	・高い性能を有する準耐火構造※
	内部の柱等の性能確保	・耐火構造		内部の柱等の性能確保	・高い性能を有する準耐火構造※
火災範囲の制限及び消火措置の円滑化	区画の設置	・なし	➡	区画の設置	・火災範囲の制限 ・廊下の保護
	階段付室の設置	・なし		階段付室の設置	・消防活動拠点の確保
	連結送水管の設置	・なし		連結送水管の設置	・ホースの運搬時間の短縮

※: 75分準耐火構造などを想定。

その他の防火規制の合理化

防火壁

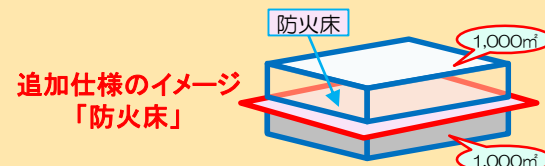
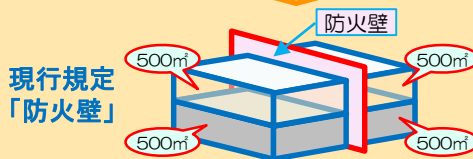
現行制度

- 延べ面積1,000㎡を超える建築物は、屋根や壁から突出する耐火構造の壁（防火壁）によって区画することが義務づけられ、木造と他の構造との併用方法が制約されている。



見直し内容(案)

- 「防火床」による区画も認める。



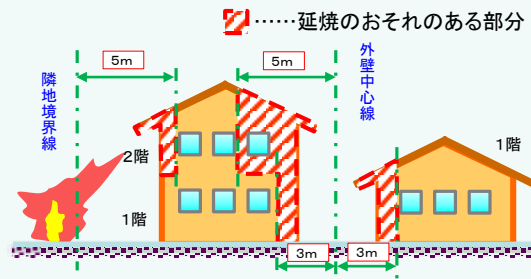
見込まれる効果

- 低層階をRC造とし、上層階を木造とする設計などが可能となる。

延焼のおそれのある部分

現行制度

- 隣地近傍の「延焼のおそれのある部分」については、防火構造とすることや防火窓の設置などの防火上の措置が義務づけられている。



見直し内容(案)

- 隣地境界線等と建築物の位置関係(距離、角度、高さ等)に応じ、熱影響を受けにくい部分は「延焼のおそれのある部分」から除外する。

見込まれる効果

- 除外される部分には、防火窓を設置すること等が不要となる。

防火地域等に立地する建築物を対象とした防火規制の合理化

現行制度の課題

- 防火地域・準防火地域に立地する建築物や門・塀については、市街地火災を防止する観点から、規模に応じて、「耐火構造」「準耐火構造」とすること(建築物)や、「不燃材料」とすること(門・塀)が義務づけられている。

階数	防火地域			準防火地域		
	50㎡以下	50㎡超～100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超～1,500㎡以下	1,500㎡超
4階以上	耐火構造			耐火構造		
3階建	耐火構造			耐火構造		
2階建	耐火構造			耐火構造		
平屋建	防火構造	準耐火構造		防火構造	準耐火構造	
門・塀	不燃材料(2m超の場合)			不燃材料(木造附属・2m超の場合)		

見直し内容(案)

- 防火地域・準防火地域において、耐火構造等とした場合と同等に周囲への延焼リスクを低減することができる建築物は耐火建築物等としなくとも良いこととする。

延焼リスクの低減

外殻(外壁・開口部)の性能向上

内部の防火区画設置による性能向上



主要構造部に一律に耐火性能を要求(現行規定)

外殻に要求性能を重点化することも可能に(検討イメージ)

- さらに、防火地域・準防火地域における2m超の門・塀についても、周囲への延焼を助長しない構造の場合は、不燃材料としなくとも良いこととする。

見込まれる効果

- 防火地域・準防火地域に立地する建築物について、外殻(外壁・開口部)の性能を向上させるなど、重点的な措置を行う設計を可能とすることで、建物内部での木材の利用が可能となる。
- 2m超の木造の門・塀について、不燃材料とすること以外の方法で、防火上の性能を確保することが可能となる。